

○研究に携わる者の行動規範

(平成 25 年 12 月 25 日なし第 1312 号の 1)

東京女子医科大学は、医学・看護学および医療分野の教育と研究を通して、社会に貢献する人材を育成し、人類の健康と福祉に貢献し、科学的資産を次世代に継承する責務を有する。東京女子医科大学において研究に携わる者（研究者）は、医学・看護学および医療研究者としての責任を果たし、公正な研究を行い、社会に貢献するために、以下の事項を遵守する。

(研究者の責任)

- 1 自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉に貢献する責任を有する。

(研究者の姿勢)

- 2 常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上の研鑽に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(説明と公開)

- 3 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼす影響を評価し、その結果を中立性・客観性をもって社会に公表する。

(研究活動)

- 4 研究成果を論文などで公表することで、本人および共同研究者が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

- 5 研究を指導する立場にある者は、公正な研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持に努め、自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為防止に継続的に取り組む責任を有する。

(研究対象への配慮)

- 6 研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 7 専門分野が異なる他者の研究成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する評価には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。

(利益相反への対応・法律の遵守)

- 8 自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮して適切に対応する。研究の実施、研究費の使用などにあたっては、法令や関係規則を遵守する。

附 則

本規範は、平成 25 年 12 月 25 日から施行する。